

鳥取県告示第 534 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 7 月 25 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社 エス・ティ・エヌ	鳥取市鹿野町今 市 1025-5	エスポワール	鳥取市鹿野町今市 1025-5	居宅介護、重度 訪問介護	平成 20 年 6 月 12 日